

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名:	愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:24地福第3-1号)
訪問調査 実施日:	平成26年11月14日(金)

②事業者情報

名称:(法人名) 社会福祉法人 へきなん乳幼児福祉会 (施設名) へきなん保育園	(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所)
代表者氏名 園長 水野 裕子	定員(利用人数) 160人
所 在 地:〒447-0878 碧南市松本町73番地	TEL 0566-41-7300

③総評

◇特に評価の高い点 ・施設長のリーダーシップのもと、職員は高い意識をもって保育にあたっている。 ・保育所機能を地域の子育て支援に積極的に活用している。 ・一人ひとりを大切にされた保育がされている。 ・保育室が明るく日当たりもよく、木製用具が整備されていて、子どもたちも落ち着いて過ごしている。 ・延長保育、障がい児保育、1歳児保育推進、一時預かり、地域子育て支援、保育所地域活動等各種事業を積極的に実施している。
◇改善を求められる点 ・中・長期計画には、理念や基本計画を実現していくための具体的な取り組みが示されると良い。 ・法人としての具体的な人材プランや研修計画を策定することが望ましい。 ・課題解決等に当たっては、担当部署(担当者)を置き、組織的に対応する体制を整備し、定期的な見直し、検討、改善に向けて取り組むことが望ましい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

子ども一人ひとりを具体的に大切にする保育の実践をしています。このことは結果として子どもの権利条約にうたわれていることの具体的な実践として全く重なるようです。 今回の第三者評価受審によって、書類の整備する方向などを示していただき勉強になりました。子どもたちはもちろんの事、園に関わる人が幸せな気持ちになるような園を目指し、様々なことを職員一同力を合わせて行っていけます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	㉖ ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	㉖ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	㉖ ・ b ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・理念・基本方針が明文化され、パンフレット、園だより、ホームページ等に掲載されている。
- ・職員や保護者にも説明され、理解を図っている。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉖ ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ㉖ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ㉖ ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	㉖ ・ b ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・中・長期計画は、保育園の経営・運営に関する現状分析を行い、明らかになった課題や問題点を解決し、ビジョンを達成するための具体的な内容になっていることが望ましい。
- ・中・長期計画を実現するための収支計画を策定することが望ましい。
- ・事業計画は、中・長期計画を踏まえた各年度の計画となっていることが望ましい。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉖ ・ b ・ c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉗ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉖ ・ b ・ c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組みに指導力を発揮している。	保 13	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・施設長は、強いリーダーシップで、質の向上や業務の効率化、改善に取り組んでいる。
・法令遵守の観点で、遵守すべき法令等を理解するための積極的な取り組みが望まれる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・施設長は、法人理事長でもあり、経営状況をとりまく環境についての的確に把握し、改善すべき課題の改善に努めている。
・担当部署を設置し、組織的に取り組むとさらに良い。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ ㉟
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ b ・ ㉟
	Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

・施設長のリーダーシップのもと、職員は施設の理念を理解し、高い意識をもって保育にあたっている。 ・施設としての具体的な人材プランや研修計画の策定が望ましい。 ・今後、人材育成の観点からも、人事考課の実施が望まれる。

Ⅱ-3 安全管理

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	㉠ ・ b ・ c
	Ⅱ-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・緊急時対応に関して、責任と役割を明確にした管理体制を整備し、安全確保に関する定期的な検討会や研修を実施し、職員への周知を図ることが望ましい。 ・マニュアルはわかりやすいものに整理することが望ましい。 ・災害時の利用者、職員の安否確認の方法を定め職員への周知を図ることが望ましい。
--

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・地域ニーズの把握、保育所機能の提供など、地域との関わりを大切にし、各種の事業を実施し、地域の子育て拠点として積極的に取り組んでいる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ ㉗ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	㉖ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	㉖ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・園長の指導の下、利用者の意向に対して速やかに対応し、その経緯等を職員会議において報告・検討されている。
・子ども1人ひとりを大切にし、家庭的な雰囲気の中で保育する環境に十分な配慮がされている。
・各種マニュアルを整備しているが、実際に保育に活用できる方法を考えた具体的な対応策にすると良い。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・保育の質の向上に向けて積極的に取り組んでいる。
- ・「自己評価ガイドライン」等を用いた定期的な自己評価と、改善する体制の整備が望ましい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

- ・ホームページ等で積極的に情報を提供しており、保育園の特色等がよくわかる。
- ・サービスの継続性の観点から、申し送り書・引継ぎ文書等を整備することが望ましい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・定められた手順によってアセスメントを実施しているが、様々な職種の職員による定期的な評価・見直しを実施することで、利用者にとってより望ましいサービスの実施計画策定につなげていくことが望ましい。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

・木製の保育用具が多く用意されており、部屋全体の雰囲気になかさを感ずる。
 ・一人ひとりの子どもに対して丁寧に対応し、子どもが気持ちよく過ごせるように配慮している。
 ・養護と教育の一体化に即した保育が進められている。
 ・看護師の配置がされていないこともあり、「SIDSマニュアル」の整備、全職員への研修実施と周知を図ることが望ましい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

			第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・家庭的な雰囲気を保ち、子ども一人ひとりを大切にする保育がされている。
- ・子どもの発達過程、生活リズムおよび心身の状態に十分配慮されている。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	a ・ ㉡ ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ・日常的に保護者とのコミュニケーションを心掛けている様子がうかがえる。
- ・クラス懇談会等は、共通理解のために記録し、全職員に周知報告すると良い。また、内容の検討を重ね、より良い保育を進めていくことが望ましい。